

たつた保育園の案内（重要事項説明書）

令和7年4月現在

設置主体	斑鳩町		開設年月日	昭和28年9月
住所	龍田1丁目5-1		電話番号	0745-74-2203
敷地面積	2,090.8㎡		延床面積	949.2㎡
保育時間	平日	保育標準時間	7：30～18：30	
		保育短時間	9：00～17：00	
		延長保育（保育短時間）	7：30～9：00	
		延長保育（保育短時間）	17：00～18：30	
		延長保育（標準・短時間共通）	18：30～20：00	
	土曜	保育標準時間	7：30～14：00	
保育短時間		9：00～14：00		
延長保育（保育短時間）		7：30～9：00		
休日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）			
延長保育	利用の登録	延長保育利用登録書によりあらかじめ登録してください。		
	利用申込み	延長保育利用申込書により、利用しようとする日（利用予定日）の属する週の 前々週の末日（保育所の休日にあたるときは、その直前の休日でない日）まで に申込みをしてください。		
	利用料	利用単位（1.5時間）あたり200円（所得により減免有） ※兄弟姉妹同時利用時は、2人目100円、3人目以上0円		
	夕食費	1日あたり 3歳未満児：100円、 3歳以上児：200円		
一時預かり	なし			
対象年齢児	満7ヶ月を経過した翌月の1日～小学校就学前			
施設定員	120名		給食費	4,500円／月
保育方針	目標とする子どもの姿 ◎基本的生活習慣を養い、心身ともに健康でいきいきとした子どもを育てる ◎さまざまな人とのふれあいを通して、一人一人が、お互いを大切にする心を育てる ◎いろいろな体験を通して、感動や驚き、疑問をもち考え表現できる子どもを育てる ◎身近に起こる出来事に関心をもち、安全に対する判断力を育てる ◎異年齢児との関わりを通して、自主性・協調性・社会性を育てる			
特色ある取組	園庭開放（毎月第1・第3水曜と土曜日） ※祝日や行事実施日は、除く ほっこりさろん・フリー参観 など			
布団	毎週持参要（レンタルなし）			
おむつ	毎日、必要分補充要（紙おむつ）			
食事	アレルギー除去食対応有			
制服	有（3歳以上児のみ）			
その他費用	制服・体操服・教材費等 給食費は、3歳以上児のみ（副食費については減免制度あり） ※その他費用等詳細は、保育園へ直接お問い合わせください。			

15. 令和7年度 斑鳩町保育料のイメージ

斑鳩町保育所保育料徴収金額表

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		町の徴収金額(月額：円)			
階層 区分	定義	保育標準時間認定		保育短時間認定	
		3歳未満児 の場合	3歳以上児 の場合	3歳未満児 の場合	3歳以上児 の場合
第1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
第2	第1階層及び第3～8階層を除き、当該年度(4月から8月までの間にあっては、前年度)の市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	第1～2階層を除き、当該年度	48,600円未満	15,600	0	15,400
第4	1 2 (4月から8月までの間にあっては、前年度)の市町村民税の所得割課税額が	48,600円以上 72,800円未満	19,800	0	19,600
		72,800円以上 97,000円未満	24,000	0	23,700
第5	1 2 次の区分に該当する世帯	97,000円以上 133,000円未満	29,800	0	29,400
		133,000円以上 169,000円未満	35,600	0	35,100
第6	1 2	169,000円以上 235,000円未満	42,200	0	41,600
		235,000円以上 301,000円未満	48,800	0	48,100
第7		301,000円以上 397,000円未満	64,000	0	63,000
第8		397,000円以上	78,200	0	76,000

備 考

- この表の第3階層から第8階層における地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号の所得割を計算する場合には、子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第2号のとおり、住宅借入金等特別税額控除などの税額控除の規定は適用しません。
- この表の3歳未満児とは、児童福祉法第24条第1項の規定による保育の実施が行われた年度の初日の前日(3月31日現在)において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で3歳に達した場合においても、その年度中にかぎり3歳未満児とみなします。また3歳以上児についても同様とします。
- 特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第14条第1項に規定する特定被監護者等をいう。)が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、児童の属する世帯が市区町村民税の所得割額が57,699円以下の世帯(児童の属する世帯が第5項に掲げる世帯(以下「要保護者等世帯」という。)を除く。)の徴収金の額は、最年長の特定被監護者等から順に2人目は同表に定める徴収金の額の半額とし、3人目以降は無料とします。ただし、最年長の特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合、2人目以降は無料とする。

- 4 第3階層から第8階層までの世帯であって、同一世帯から2人以上の小学校就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育施設、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄により計算して得た額をその児童の徴収金の額とします。

区分	第1欄	第2欄
A	ア 上記4に掲げる施設を利用している小学校就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち年長のもの1人とする。）	徴収金額表に定める額
B	イ 上記4に掲げる施設を利用しているア以外の小学校就学前児童（該当する児童が2人以上の場合は、そのうち最年長のもの1人とする。）で3歳未満児	0円
C	ウ 上記4に掲げる施設を利用している上記以外の小学校就学前児童	0円

（注） 100円未満の端数は切り捨てる。 （※）平成27年度の保育料からの適用です。

- 5 小学校就学前児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、市区町村民税の所得割額が77,100円以下の世帯が次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる徴収金の額とする。ただし、当該世帯において特定被監護者等が2人以上いる場合にあっては、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降は無料とする。

- ① 「ひとり親世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- ② 「在宅障害児（者）のいる世帯」……次に掲げる児（者）を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健手帳の交付を受けた者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

階層区分	徴収金額（月額：円）	
	保育標準時間認定	保育短時間認定
	3歳未満児の場合	3歳未満児の場合
第3階層	7,200	7,200
第4階層1	7,200	7,200
第4階層2のうち（市町村民税所得割課税額が77,100円以下）	7,200	7,200

たつた保育園 職員の勤務の体制

通常	午前8時30分～午後5時15分
早朝	午前7時30分～午後4時15分
長時間	午前9時45分～午後6時30分
延長	午前11時15分～午後8時00分

